

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年2月7日
【四半期会計期間】	第46期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社アーク
【英訳名】	ARRK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 康夫
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06（6260）1801（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 正明
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区南本町二丁目2番9号
【電話番号】	06（6260）1040
【事務連絡者氏名】	取締役 吉田 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第3四半期連結 累計期間	第46期 第3四半期連結 累計期間	第45期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高（百万円）	67,693	39,864	81,691
経常利益（百万円）	2,988	3,275	3,897
四半期純利益又は四半期(当期)純損失（ ）（百万円）	2,899	5,699	805
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	2,089	7,706	5,240
純資産額（百万円）	20,599	29,508	23,388
総資産額（百万円）	88,383	55,938	63,569
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期(当期)純損失金額（ ）（円）	45.78	51.54	12.72
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額（円）	-	7.08	-
自己資本比率（％）	21.0	51.4	34.0

回次	第45期 第3四半期連結 会計期間	第46期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額（ ）（円）	78.99	27.15

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は、含まれておりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、第45期第3四半期連結累計期間及び第45期につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結累計期間において、主に以下の会社が連結の範囲から除外されました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
岐阜精機工業(株)	岐阜県 岐阜市	百万円 400	金型事業	100	当社が金型を製造 委託し、工業デザ インモデルを販売 役員の兼任あり
ギフセイキタイ	タイ チョンブリ	百万タイバーツ 450	金型事業	100 (100)	-
昭和精機工業(株)	徳島県 吉野川市	百万円 96	金型事業	100 (100)	当社が金型を製造 委託し、工業デザ インモデルを販売 役員の兼任あり
(株)C & Gシステムズ	東京都 品川区	百万円 500	金型事業	44	役員の兼任あり

（注）1．上記は、連結除外前における状況であります。

2．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において締結した主な契約は、次のとおりであります。

対象子会社	譲渡先	契約内容	契約締結日	株式等譲渡日
ARRK Shangent Co.,Ltd.	詹銀豊（注1）	当社保有全株式の譲渡	平成25年12月25日	平成26年1月17日
Arrk Shangent Dongguan Co., Ltd.	詹銀豊（注1）	当社保有全持分の譲渡	平成25年12月25日	平成26年1月17日
Arrk Precision Mold Co., Ltd.	詹銀豊（注1）	当社保有全持分の譲渡	平成25年12月25日	平成26年1月17日
㈱ソルプラス（注2）	㈱SY ホールディングス	当社保有全株式の譲渡	平成25年12月25日	平成26年1月31日
㈱安田製作所（注2）	㈱SY ホールディングス	当社保有全株式の譲渡	平成25年12月25日	平成26年1月31日
HIRAI SEIMITSU (THAILAND) Co., Ltd.（注2）	㈱SY ホールディングス	当社保有全株式の譲渡	平成25年12月25日	平成26年1月31日

（注）1． 詹銀豊氏は、ARRK Shangent Co., Ltd.の董事長であります。

2． 当社は、平成25年12月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱ソルプラス、㈱安田製作所及び㈱ソルプラスの子会社であるHIRAI SEIMITSU (THAILAND) Co., Ltd.の保有株式の全部を譲渡することを決議しました。

詳細は、「第4 経理の状況 1.四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米国経済において製造業は回復が持続する等、緩やかに回復しました。欧州の景気においては政府債務問題等を背景に回復ペースは緩慢であり、また中国を含む新興国においては景気低迷が長期化する等、総じて弱い動きとなりました。国内経済においてはアベノミクス効果により業況改善が見られ、緩やかに回復したものの、海外経済の下振れ等により先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループが世界5極でグローバルに発展し、事業の持続的な成長を達成するためには、企業価値の最大化、連結経営とグローバル事業の拡大、リスクを先送りにしないガバナンス体制の構築、人材の育成、が重要な経営指針と考えており、その展開に全社を挙げて取り組んでおります。また、固定費削減及び非コア事業からの撤退等の事業再構築を進めております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高39,864百万円（前年同四半期比41.1%減）、営業利益2,502百万円（前年同四半期比29.6%減）、経常利益3,275百万円（前年同四半期比9.6%増）となりました。なお、事業構造改善費用として1,536百万円の特別損失を計上した一方で、関係会社株式売却益として2,512百万円の特別利益を計上した等により、四半期純利益5,699百万円（前年同四半期は四半期純損失2,899百万円）となりました。

なお、当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間の、連結損益計算書に含まれる連結の範囲から除外された連結子会社の影響は以下のとおりであります。（下記表中の「差引」欄の各金額は、当第3四半期連結累計期間末において連結の範囲に含めております当社グループの売上高、売上総利益及び営業利益の合計額を示しております。）

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)			当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		
	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引
売上高（百万円）	67,693	35,327	32,366	39,864	2,416	37,447
売上総利益（百万円）	13,433	5,749	7,684	9,487	692	8,794
営業利益（百万円）	3,554	1,493	2,060	2,502	61	2,441

セグメントの業績は、次のとおりであります。

開発支援事業

開発支援事業におきましては、国内では、引き続き円安効果に支えられた輸出企業の好調に伴い、自動車をはじめとする輸送機器分野におきまして、受注が好調に推移しました。海外では、欧州とアジアにおいては、自動車をはじめとする輸送機器分野における需要が堅調に推移しました。これらの結果、売上高27,103百万円（前年同四半期比19.6%増）、営業利益2,506百万円（前年同四半期比2.5%減）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間末までに連結除外した子会社の影響はありません。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)			当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		
	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引
売上高(百万円)	22,662	-	22,662	27,103	-	27,103
セグメント利益(百万円)	2,570	-	2,570	2,506	-	2,506

量産事業

量産事業におきましては、国内では、家電及びアミューズメント業界は景気低迷により受注が低調に推移しました。一方アジアでは、一昨年のタイの洪水の復興需要がなくなると共に、デジタル家電の事業環境の厳しさを受け、現地日系メーカーの需要が低迷したことにより、主要顧客に向けた販売が低迷しました。これらの結果、売上高7,015百万円（前年同四半期比77.8%減）、営業利益656百万円（前年同四半期比64.0%減）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間末までに連結除外した子会社の影響はありません。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)			当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		
	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引
売上高(百万円)	31,533	23,273	8,259	7,015	-	7,015
セグメント利益(百万円)	1,824	1,049	775	656	-	656

金型事業

金型事業におきましては、国内の連結子会社株式の譲渡等を行いました。海外においては、事業再生計画に基づき利益率の良い改造・メンテナンス事業に注力したことにより、収益性が回復しております。これらの結果、売上高7,709百万円（前年同四半期比49.9%減）、営業利益352百万円（前年同四半期比97.1%増）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間末までに連結除外した子会社の影響を除くと、売上高は前年同四半期比12.1%増、営業利益は前年同四半期比470百万円増となりました。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)			当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)		
	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引	連結損益 計算書	内、当第3四半 期連結累計期間 末までに連結除 外した子会社	差引
売上高(百万円)	15,383	10,676	4,706	7,709	2,431	5,278
セグメント利益又はセグメント損失() (百万円)	178	386	208	352	89	262

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、194百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	150,000,000
B種優先株式	50,000,000
C種優先株式	50,000,000
計	1,000,000,000

(注) 定款において種類別の発行可能株式総数は普通株式は900,000,000株、A種優先株式は150,000,000株、B種優先株式は50,000,000株、C種優先株式は50,000,000株と定めております。但し、発行可能株式総数と種類別の発行可能株式総数の合計との一致については会社法上要求されていないため、発行可能株式総数は1,000,000,000株と定めております。

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,101,592	68,101,592	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
A種優先株式	150,000,000	150,000,000	非上場	単元株式数100株 (注2)
B種優先株式	23,704,319	23,704,319	非上場	単元株式数100株 (注1)(注3)
C種優先株式	23,518,613	23,518,613	非上場	単元株式数100株 (注1)(注4)
計	265,324,524	265,324,524	-	-

(注) 1. B種優先株式及びC種優先株式は、現物出資(債務の株式化 B種優先株式10,311百万円、C種優先株式10,230百万円)によって発行されたものであります。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) A種優先期末配当金

A種優先期末配当金

当社は、定款第34条に定める剰余金の配当に基づき期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）、B種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）及びC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下、「A種優先期末配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して(2)に定めるA種優先中間配当金又は(3)に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 0.5%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直後の営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) A種優先中間配当金

当社は、定款第34条に定める剰余金の配当に基づき中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者、B種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者又はC種優先株主若しくはC種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して得られる額（円未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。以下、「A種優先臨時配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するA種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

A種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からA種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 及び に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初15円とする。

取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数} \\ \text{ - 当社が保有する普} \\ \text{通株式の数）} + \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{ + 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)} \end{aligned}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＡ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得請求権

取得請求権

Ａ種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するＡ種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することを請求することができる（以下、「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、当社は、Ａ種優先株主が当該金銭対価取得請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下、「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記 に定める財産を当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下、「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、当社株式に対してなされた剰余金の配当、及び本項に基づき金銭対価取得請求が行われたＡ種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は０円とする。取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきＡ種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

取得を請求することができる期間

Ａ種優先株式の払込期日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）からＡ種優先株式の払込期日の11年後の応当日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）までとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(4) に定める経過Ａ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過Ａ種優先配当金相当額を計算する。

取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

(6) 及び の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、A種優先株式の全部を取得する。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記 に定める一斉取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、(6) に定める金額と同額とする。ただし、一斉取得価額は(6) 及び に準じて調整される。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

3. B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

B種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するB種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株主がかかる取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

B種優先株式の払込期日の5年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るB種優先株式取得日を定めた場合、当社がB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式取得日を通知又は公告した日からB種優先株式取得日までの間、B種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \left[\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right] \end{aligned}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＢ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をＢ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ｂ種優先株式の払込期日の１年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｂ種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、Ｂ種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＢ種優先株式の数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ｂ種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をＢ種優先株主に対して交付するものとする。Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるＢ種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

4. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

C種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

(2) 優先順位

普通株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

非参加条項

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。C種優先株式の1単元の株式数は、100株とする。

(5) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、C種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

C種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中いつでも、当社に対して、自己の有するC種優先株式の全部又は一部を普通株式を対価として取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、C種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該C種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

C種優先株式の払込期日の1年後の応当日の翌日（当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日）以降とする。ただし、(7)に基づき当社が金銭を対価とする取得条項に係るC種優先株式取得日を定めた場合、当社がC種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式取得日を通知又は公告した日からC種優先株式取得日までの間、C種優先株主は本項に基づく普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記及びに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初145円とする。

取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

1. 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

2. 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

3. 下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本3.において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数} \\ \text{－ 当社が保有する普} \\ \text{通株式の数）} + \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{1株当たりの時価} \end{array}} \end{aligned}$$

4. 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本4.において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本4.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額が下記二に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本5.において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本5.による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

ロ．上記イに掲げた事由によるほか、下記１．又は２．のいずれかに該当する場合には、当社はＣ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- １．合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ２．前１．のほか、普通株式の発行済株式の総数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

ハ．取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

ニ．取得価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）とする。

ホ．取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到達したときに発生する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当社は、Ｃ種優先株式の払込期日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｃ種優先株式取得日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、Ｃ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＣ種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をＣ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｃ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、Ｃ種優先株式の取得と引換えに、Ｃ種優先株式１株につき、Ｃ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｃ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を交付する。

(8) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、Ｃ種優先株式の払込期日の１年後の応当日の翌日以降、取締役会が別に定める日（以下、「Ｃ種優先株式一斉転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、Ｃ種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるＣ種優先株式を取得するのと引換えに、かかるＣ種優先株式の数にＣ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｃ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、Ｃ種優先株式一斉転換日における取得価額（(6) に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をＣ種優先株主に対して交付するものとする。Ｃ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) 譲渡制限

譲渡によるＣ種優先株式の取得については当社の取締役会の承認を要する。

(２) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(３) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(４) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(５) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	265,324	-	2,000	-	11,900

(６) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第３四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	B種優先株式 23,704,200 C種優先株式 23,518,600	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 4,743,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 63,352,000 A種優先株式 150,000,000	2,133,520	-
単元未満株式	普通株式 5,792 B種優先株式 119 C種優先株式 13	-	-
発行済株式総数	265,324,524	-	-
総株主の議決権	-	2,133,520	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式600株（議決権の数6個）が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社アーク	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	4,743,800	-	4,743,800	1.79
計	-	4,743,800	-	4,743,800	1.79

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,895	22,599
受取手形及び売掛金	15,558	13,371
商品及び製品	323	494
仕掛品	1,567	936
原材料及び貯蔵品	913	878
繰延税金資産	321	157
1年内回収予定の長期貸付金	-	1,300
その他	2,658	1,662
貸倒引当金	235	240
流動資産合計	44,002	41,160
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,556	7,630
減価償却累計額	8,318	5,064
建物及び構築物（純額）	3,237	2,565
機械装置及び運搬具	14,576	11,155
減価償却累計額	10,441	7,290
機械装置及び運搬具（純額）	4,135	3,864
工具、器具及び備品	3,549	3,158
減価償却累計額	2,695	2,144
工具、器具及び備品（純額）	853	1,014
土地	4,155	1,938
建設仮勘定	496	626
有形固定資産合計	12,879	10,009
無形固定資産		
のれん	1,307	1,230
その他	469	422
無形固定資産合計	1,777	1,653
投資その他の資産		
投資有価証券	2,365	2,081
長期貸付金	1,379	32
繰延税金資産	31	36
その他	1,966	1,049
貸倒引当金	833	84
投資その他の資産合計	4,909	3,115
固定資産合計	19,566	14,777
資産合計	63,569	55,938

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,560	3,495
短期借入金	153	122
1年内返済予定の長期借入金	20,440	12,060
リース債務	142	187
未払金	1,053	630
未払法人税等	736	998
未払費用	1,396	1,352
前受金	3,297	2,624
繰延税金負債	2	3
賞与引当金	596	657
その他の引当金	207	385
その他	1,028	1,133
流動負債合計	33,615	23,654
固定負債		
社債	60	45
長期借入金	308	88
リース債務	345	465
繰延税金負債	3,698	1,915
再評価に係る繰延税金負債	14	14
退職給付引当金	1,855	171
役員退職慰労引当金	111	4
その他の引当金	59	66
その他	109	3
固定負債合計	6,564	2,775
負債合計	40,180	26,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,171	2,000
資本剰余金	15,980	12,080
利益剰余金	5,081	14,409
自己株式	9	9
株主資本合計	23,061	28,480
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	55	423
土地再評価差額金	162	162
為替換算調整勘定	1,357	21
その他の包括利益累計額合計	1,464	283
少数株主持分	1,791	745
純資産合計	23,388	29,508
負債純資産合計	63,569	55,938

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	67,693	39,864
売上原価	54,260	30,377
売上総利益	13,433	9,487
販売費及び一般管理費	9,878	6,984
営業利益	3,554	2,502
営業外収益		
受取利息	120	63
為替差益	-	381
持分法による投資利益	193	82
貸倒引当金戻入額	16	690
その他	446	142
営業外収益合計	777	1,361
営業外費用		
支払利息	968	463
為替差損	61	-
その他	313	124
営業外費用合計	1,343	588
経常利益	2,988	3,275
特別利益		
固定資産売却益	439	77
受取保険金	³ 1,425	-
投資有価証券売却益	⁴ 25	⁴ 778
関係会社株式売却益	⁵ 68	⁵ 2,512
その他	6	25
特別利益合計	1,965	3,393
特別損失		
固定資産除売却損	74	36
事業構造改善費用	¹ 7,904	¹ 1,536
投資有価証券評価損	177	0
災害による損失	³ 130	-
減損損失	² 1,077	² 13
その他	54	35
特別損失合計	9,419	1,622
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	4,465	5,047
法人税、住民税及び事業税	655	796
法人税等調整額	2,364	1,608
法人税等合計	1,709	811
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	2,756	5,859
少数株主利益	143	160
四半期純利益又は四半期純損失()	2,899	5,699

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	2,756	5,859
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	367
為替換算調整勘定	4,062	1,468
持分法適用会社に対する持分相当額	780	11
その他の包括利益合計	4,845	1,847
四半期包括利益	2,089	7,706
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,962	7,446
少数株主に係る四半期包括利益	126	260

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)
1 . 連結の範囲に関する事項	(1) 連結範囲の変更 当第 3 四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、増加 1 社、減少10社で、その内訳は次のとおりであります。 (新規設立により連結の範囲に含めた会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・ 1 社 シェーパーズロシア (譲渡により連結除外した会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・ 9 社 岐阜精機工業(株) 昭和精機工業(株) ギフセイキタイ (株) C & G システムズ及び同社子会社 5 社 (清算により連結除外した会社) 第 1 四半期連結会計期間・・・ 1 社 相模原部品工業(株) (2) 変更後の連結子会社の数 28社

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)
2 . 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社 当第 3 四半期連結累計期間の連結範囲の変更は、増加 6 社、減少 9 社で、その内訳は次のとおりであります。 (持分比率の減少により連結子会社から持分法適用関連会社を含めた会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・ 6 社 (株) C & G システムズ及び同社子会社 5 社 (譲渡により持分法除外した会社) 第 2 四半期連結会計期間・・・ 3 社 (株)積水工機製作所及び同社子会社 2 社 当第 3 四半期連結会計期間・・・ 6 社 (株) C & G システムズ及び同社子会社 5 社 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 5 社

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

該当事項はありません。

(2) 手形割引高

該当事項はありません。

(3) 売上債権の売却残高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
遡及義務を伴うファクタリングによる 売上債権の売却残高	51百万円	-百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 事業構造改善費用の内訳は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

場所	内容	(百万円)
国内3件 アジア13件 欧州5件	事業再構築に伴う子会社株式及び関係会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失	7,566
国内4件 アジア2件 欧州2件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	338
合計		7,904

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

場所	内容	(百万円)
国内5件 アジア4件	事業再構築に伴う子会社株式の譲渡及び譲渡約定等の損失	1,449
国内2件 アジア1件 欧州2件	事業再構築に伴う資産人員整理等の損失	86
合計		1,536

2 減損損失

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
アジア1件	遊休資産	建物及び構築物	190
アジア2件	のれん	のれん	887
合計			1,077

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 「受取保険金」及び「災害による損失」

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

連結子会社のタイアークにおいて、発生した洪水による追加の損失を災害による損失として130百万円計上しております。また、タイアークにおける固定資産及び棚卸資産が災害保険の対象となっており、当四半期連結累計期間において、1,424百万円を受取保険金として計上しております。なお、未確定の保険金については、金額が確定次第計上を予定しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

4 「投資有価証券売却益」

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

投資有価証券売却益の主なものは、㈱C & Gシステムズ株式の一部売却に係るものが778百万円であります。

5 「関係会社株式売却益」

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

関係会社株式売却益の主なものは、連結子会社であった㈱C & Gシステムズ株式の一部売却に係るものが2,511百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 3 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 3 四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	2,068百万円	1,214百万円
のれんの償却額	127	76

(株主資本等関係)

前第 3 四半期連結累計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当第 3 四半期連結累計期間(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成25年 7 月29日付で、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を行っております。

この結果、当第 3 四半期連結累計期間において資本金が10,171百万円、資本準備金が3,898百万円、その他資本剰余金が2百万円減少し、当第 3 四半期連結会計期間末において資本金が2,000百万円、資本剰余金が12,080百万円となっております。なお、株主資本の合計金額には、著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益 計算書計上 額 (注)2
	開発支援事業	量産事業	金型事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	22,450	30,054	15,188	67,693	-	67,693
セグメント間の内部売上高 又は振替高	212	1,479	194	1,885	1,885	-
計	22,662	31,533	15,383	69,579	1,885	67,693
セグメント利益	2,570	1,824	178	4,573	1,019	3,554

(注)1. セグメント利益の調整額 1,019百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,074百万円、セグメント間取引消去による発生額55百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

	開発支援事業	量産事業	金型事業	調整額	合計
減損損失	190	887	-	-	1,077

量産事業セグメントにて計上している減損損失887百万円は、グループ企業の再編に伴い発生したのれん減損であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益 計算書計上 額 (注)2
	開発支援事業	量産事業	金型事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	26,889	5,379	7,595	39,864	-	39,864
セグメント間の内部売上高 又は振替高	214	1,635	114	1,963	1,963	-
計	27,103	7,015	7,709	41,828	1,963	39,864
セグメント利益	2,506	656	352	3,515	1,012	2,502

(注)1. セグメント利益の調整額 1,012百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,041百万円、セグメント間取引消去による発生額28百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり 四半期純損失金額()	45.78円	51.54円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 () (百万円)	2,899	5,699
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額() (百万円)	2,899	5,699
普通株式の期中平均株式数 (千株)	63,342	110,580
普通株式	63,342	63,357
普通株式と同等の株式	-	47,222
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	- 円	7.08円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	694,445
A 種優先株式	-	600,000
B 種優先株式	-	47,408
C 種優先株式	-	47,037

- (注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額は、前第 3 四半期連結累計期間につきましては、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
- 2 . 当第 3 四半期連結累計期間につきましては、B 種優先株式、C 種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式として同等の権利を有しているため普通株式と同等の株式としておりますが、前第 3 四半期連結累計期間につきましては、当該株式は、損失を負担するものではないため、1 株当たり四半期純損失金額の算定には含めておりません。

(重要な後発事象)

連結子会社の株式譲渡

当社は、平成25年12月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社安田製作所（以下、「安田製作所」といいます。）、株式会社ソルプラス（以下、「ソルプラス」といいます。）及びHIRAI SEIMITSU(THAILAND) Co., Ltd.（以下、「ヒライセイミツ」といい、以下3社を「ソルプラスグループ」と総称いたします。）の保有株式の全部を譲渡することを決議し、同日譲渡契約を締結し、平成26年1月31日に株式譲渡いたしました。

(1) 株式譲渡の理由

当社は、これまでデザイン・設計及び試作を中心とする開発支援事業との連携を図るべく、ソルプラスグループを中心とする成形品等の量産製品を扱う事業との事業連携を強化し、規模の適正化を図りながら一体となってビジネスを展開してまいりましたが、ソルプラスグループは、開発支援事業とは独立した事業基盤を有しており、当社の開発支援事業とのシナジー効果は限定的であるとの判断に至り、この度本株式の譲渡を決議いたしました。

(2) 譲渡する相手会社の名称

株式会社SY ホールディングス

(3) 当該子会社等の名称及び事業内容

名 称	事業内容	報告セグメント
安田製作所	金型・成形品の製造販売	量産事業
ソルプラス	金型・成形品の製造販売	量産事業
ヒライセイミツ	金型・成形品の製造販売	量産事業

(4) 譲渡株式数、譲渡価格、譲渡損益及び譲渡後の持分比率

名 称	譲渡株式数	譲渡後の持分比率
安田製作所	1,700株	0.00%
ソルプラス	1,700株	0.00%
ヒライセイミツ	1,980,495株	0.00%

譲渡価格につきましては株式譲渡の相手先との契約上の秘密保持義務に基づき、開示を控えさせていただきます。金額については、客観的な評価に基づいて算出しております。

また当株式譲渡により、平成26年3月期第4四半期において関係会社株式売却益17億円を特別利益に計上する予定であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月5日

株式会社アーク

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉村 祥二郎

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 池田 賢重

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下井田 晶代

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーク及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。